

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則..... (情報政策課)	1
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則..... (競馬事業室)	1
○養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	1
○北海道蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則..... (畜産振興課)	3
○北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則..... (技術普及課)	4
○漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則..... (漁港漁村課)	5
○遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (漁業管理課)	6
○北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則..... (都市環境課)	6
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則..... (建築指導課)	7
○北海道財務規則の一部を改正する規則..... (財務指導課)	8
○北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則..... (労働委員会事務局総務審査課)	9

規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第42号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表第2北海道管住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の項の次に次のように加える。

北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）	第6条、第8条並びに第14条第1項及び第2項
-----------------------------------	------------------------

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（北海道福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）
- 北海道福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年北海道規則第144号）の一部を次のように改正する。

第17条中「含む」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）第9条の規定によりその例によることとされる北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第6条第1項若しくは第8条第1項の規定による届出又は第14条第1項の規定による申請書の提出が行われた場合には、それぞれ前項に規定する部数の届出書又は申請書の提出があったものとみなす。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第43号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第31条の2に次の1項を加える。

- 出走させようとする競走の当日が規制薬物の取締りの一環として出走を制限する期間であって知事が別に定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。

第37条の2に次の1項を加える。

- 規制薬物の取締りの一環として出走を制限する期間であって知事が別に定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。

第65条第3項中「第31条の2又は第37条の2」を「第31条の2第1項又は第37条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第44号

養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則

養蜂振興法施行細則（昭和32年北海道規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「の届出書」を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第1条関係）

蜜蜂飼育届・蜜蜂飼育変更届

年 月 日

北海道知事 様

現住所

電話番号

氏名又は名称及び代表者氏名

養蜂振興法第3条第1項（第3項）の規定により、次のとおり蜜蜂の飼育（蜜蜂の飼育の変更）について届け出ます。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

Table with 2 columns: 飼育場所, 飼育蜂群数 (うち日本蜜蜂)

2 年蜜蜂飼育計画

Table with 4 columns: 番号, 飼育場所, 飼育予定最大計画蜂群数, 飼育期間

3 届出事項の変更

Table with 5 columns: 従来の届出の内容, 変更した内容, 変更の理由, 変更日, 番号

4 届出に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止...
(2) 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
(3) 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

- 注 1 電話番号は、できるだけ常時連絡が取れる携帯電話の番号としてください。
2 飼育計画は、1月1日から12月31日までの期間について記入してください。
3 飼育場所は、番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて記入してください。

4 本様式を蜜蜂飼育変更届として使用する場合は、「1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況」の欄及び「2 年蜜蜂飼育計画」の欄の記入は不要です。

なお、蜜蜂飼育計画を変更する場合には、「3 届出事項の変更」の「番号」の欄に、当初の届出の蜜蜂飼育計画に記載されている番号を記入してください。

5 届出には、蜂群設置場所図面その他の知事が定める必要な書類を添付してください。

6 用紙は、日本産業規格A4とする。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講ずるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者との配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同条第2項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。

別記第2号様式中

Table with 6 columns: 転飼しようとする場所, 左の土地所有者等の住所及び氏名, 最大計画蜂群数, 転飼期間, 飼養管理者の住所及び氏名, 備考

			月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

を

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - 法令に基づく場合
 - 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都道府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「字、番地まで」を「番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて」に改め、同注中3の事項を削り、4の事項を3の事項とし、5の事項を4の事項とする。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の養蜂振興法施行細則別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の養蜂振興法施行細則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第45号

北海道蜜蜂転飼条例施行規則の一部を改正する規則

北海道蜜蜂転飼条例施行規則（昭和32年北海道規則第61号）の一部を次のように改正する。
別記第1号様式中

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

を

転飼しようとする場所	左の土地所有者等の住所及び氏名	最大計画蜂群数	転飼期間	飼養管理者の住所及び氏名	備考
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
		(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

申請に係る個人情報の取扱いに当たっては、次の内容について同意します。

- 個人情報の利用目的：都道府県は、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内においてのみ個人情報を利用する。
- 個人情報の安全管理措置：都道府県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等及び実施体制を整備する。
- 個人情報の第三者への提供：都道府県は、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - 法令に基づく場合
 - 都道府県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村又は他の都府県）又は関係機関等の協力が必要な場合

に改め、同様式末尾欄外注2の事項中「字、番地まで」を「番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて」に改める。

別記第2号様式末尾欄外注2の事項中「字、番地まで」を「番地、号まで記入してください。なお、必要に応じ、緯度及び経度を併せて」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道蜜蜂転飼条例施行規則別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道蜜蜂転飼条例施行規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第46号

北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則

北海道立農業大学校管理規則（昭和49年北海道規則第45号）の一部を次のように改正する。

第19条の5第2項及び第21条の2第1項中「第12条の4第2項」を「第12条の4第4項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

科目及び時間数の基準

区分	科目（単位数）	時間数

		第1学年	第2学年	第1学年	第2学年
教養科目	必修科目	農業技術基礎(1) 基礎数学(1) 体育 I(1) 外国語 I(1)	体育 II(1) 外国語 II(1)	時間 90	時間 60
	特別活動(2)			90	
共通専門科目	必修科目	アグリライフ論(2) 英会話(1) 農村活性化論(1) 農業気象学(1)		75	
	必修科目	農業機械学(1) 農業機械学演習(1) 刈払機基礎(1) 農業簿記(1) 農業簿記演習(1)	農政・経済(1) 農業経営(1) 経営分析論(1) 経営設計(2) 経営設計演習(1)	105	105
共通専門科目	選択科目	危険物(2) 農畜産物加工・起業概論(2) スマート農業機械学(1) 新規参入者入門(1) キャリアデザイン(1) 野生動物学(1)	長期海外研修等実践英会話(1) 農業視察研修(2) アグリビジネス論(1)	120	90
	選択科目	乳牛飼養論(1) 肉牛飼養論(1) 畑作栽培概論(1) 野菜栽培概論(1) 毒物劇物(2) 溶接(1)		120	
養成課	畜産経営学科専必修科目	プロジェクト概論(1) 家畜飼養論(1) 家畜繁殖学 I(2) 専攻実習(6) スマート農業機械学演習(1) 家畜栄養学(1) 家畜解剖学(1) 家畜育種論(1) 体験学習(9) 畜舎管理実習 I(3) 飼料作物学(1) プロジェクト実践 I(2)	プロジェクト実践 II(8) 畜舎管理実習 II(3) 卒業論文(4)	1,080	615

程	門 科 目	農場HACCP概論(1) 環境土壌学(1)						
		管理部 演習(4)		120				
	選 択 科 目		家畜衛生演習(1) 情報処理演習(1) 家畜繁殖学Ⅱ(2) 家畜繁殖学演習(3) 家畜衛生学(1)		195			
		畑作園芸経営学 科 専 門 科 目	必修 科 目	植物生理概論(1) プロジェクト概論(1) 畑作園芸機械施設論(1) 畑作園芸機械施設演習(1) 作物保護(3) 専攻実習(8) 体験学習(9) GAP概論(1) プロジェクト実践Ⅰ(2) 土壌肥料学(1) GAP特論(1) 情報処理演習(2)	プロジェクト実践Ⅱ(10) 農産物流通論(1) 卒業論文(4)	1,065	585	
	作業機械技能演習(2)			60				
	選 択 科 目			スマート農業機械学演習(1) クリーン農業・環境保全論(1)		45		
				麦類栽培論(1) 豆類栽培論(1) ばれいしょ栽培論(1) てんさい栽培論(1) 葉菜類栽培論(1) 根菜類栽培論(1) 果菜類栽培論(1) 西洋野菜・花き栽培論(1)		120		
				計		畜産経営学科 1,470 1,065 330 畑作園芸経営学科 1,500 840 390		
			研究課題計画演習Ⅰ(3) 総合実習Ⅰ(15) 農業機械組織利用演習(1)	総合実習Ⅱ(15) 研究課題計画演習Ⅱ(2) 農協・農業団体論(1)				

研究 課 程	必修 科 目	財務管理(3) 長期計画演習(3) 専門研究(3) 農業経済(1) 農業経営(1) 農業経営者実践論(1) 農業統計(1) 農業技術概論(1) 農業支援組織論(2) 家畜飼養特論(2) 作物栽培特論(2) アグリサポート演習Ⅰ(1)	農業法人化論(1) 農業税務基礎(1) 農業政策(1) 先進農業特別実習(1) 卒業論文(9) アグリサポート演習Ⅱ(2)	1,215	1,170
		6次産業化実践実習(2) 6次産業化実践論(3) 環境保全演習(1) 畜産経営学(2) 農産経営学(2) 新規参入基礎講座(1)		240	
	選 択 科 目	作物栽培基礎(1) 土壌肥料学(1) 労働衛生・労働管理(1)	特別講座(2) ITビジネス論(1)	45	45
	計			1,260	1,215
			240		

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 令和6年3月31日において現に北海道立農業大学の養成課程又は研究課程に在籍している者に係る履修すべき科目及び時間数の基準については、この規則による改正後の北海道立農業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第47号

漁港漁場整備法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
(港湾法施行細則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- 港湾法施行細則（昭和28年北海道規則第40号）別記第1号様式及び別記第3号様式か

ら別記第5号様式まで

(2) 北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）第20条第10号、第33号及び第43号

(3) 北海道海域管理規則（昭和55年北海道規則第29号）第2条第1号（北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（平成25年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第13条第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第28条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号ク及びサ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第10号イ中「第63条第1号」を「第63条第1項第1号」に改める。

第33条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改める。

第38条第2号ウ(ア)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（北海道漁港管理条例施行規則の一部改正）

第3条 北海道漁港管理条例施行規則（昭和32年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条第1項中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

別記第9号様式（裏）中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「農林水産大臣」を「知事」に改める。

（漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第4条 漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第1条中「漁港漁場整備法（）」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（）」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備

法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改める。

第3条の2第1項中「第38条」を「第38条第1項」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別記第2号様式の2中「漁港漁場整備法第38条」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律第38条第1項」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

2 北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年北海道規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表第3漁港漁場整備法施行細則（昭和48年北海道規則第92号）の項中「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改める。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第48号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成元年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「第20条」を「第24条」に、「第21条各号」を「第25条各号」に改め、同条第2項中「第21条各号」を「第25条各号」に改め、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第49号

北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
北海道下水道事業の財務に関する特例を定める規則（令和2年北海道規則第36号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項第7号中「法第33条の2の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（法第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に改める。

第59条中「第33条の2」の次に「において準用する地方自治法第243条の2第1項」を加え、「私人に」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（収納の事務を委託することができる歳入）

第59条の2 地方自治法第243条の2の5第1項に規定する知事が定めるものは、北海道公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和58年北海道条例第25号）第18条第1項に規定する使用料とする。

第60条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「公金の徴収の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第61条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中「公金の収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第77条第1項ただし書中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

第92条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第99条中「政令第21条の11第1項」を「法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第1項」に改め、「私人に」を削る。

第100条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「政令第21条の11第1項の規定により」を削り、「者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第2項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第200条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第3条の規定によりなお従前の例により行わせることができる公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務については、この規則による改正後の北海道下水道事業の財務に

関する特例を定める規則第32条第2項、第59条から第61条まで、第92条第1項、第99条及び第100条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第50号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和48年北海道規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第97条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「を置く」を「又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）を置く」に、「建築主事又は」を「建築主事等又は」に改める。

第3条の見出し中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同条中「第4条第5項」の次に「及び第7項」を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第4条（見出しを含む。）、第5条、第5条の3第2項、第7条、第9条、第12条第1項から第3項まで及び第13条第1項中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第13条の2第1項中「第97条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第17条の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中

「北海道知事
〔北海道建築主事
総合振興局長（振興局長）
北海道総合振興局（振興局）建築主事〕」を

「北海道知事
〔北海道建築主事等
総合振興局長（振興局長）
北海道総合振興局（振興局）建築主事等〕」に改める。

別記第6号様式中「北海道建築主事様」を
「北海道総合振興局（振興局）建築主事様」

「北海道建築主事等
北海道総合振興局（振興局）建築主事等」様に、

「北海道建築主事
北海道総合振興局（振興局）建築主事」を

「北海道建築主事等職氏名
北海道 総合振興局（振興局）建築主事等職氏名
附 則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第51号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第37条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第12条第2項第4号中「総務部行政局財産課」を「総務部イノベーション推進局財産課」に改める。

第41条第1項中「第165条の8」を「第165条の7」に改める。

第43条第2項第15号中「政令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）」に改める。

第64条第2項第2号中「政令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同項第3号を削る。

第75条中「次に掲げる場合に」を「法第243条の2第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第75条の2を次のように改める。

（収納の事務を委託することができる歳入等）

第75条の2 法第243条の2の5第1項に規定する知事が定めるものは、次に掲げる歳入（第4号、第7号及び第8号に掲げる歳入にあっては、知事が別に定めるものに限る。）とする。

- (1) 政令第173条の2第1項各号に掲げるもの
- (2) 地方税（当該地方税に係る地方税法第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (3) 分担金
- (4) 負担金
- (5) 不動産売払代金
- (6) 過料
- (7) 損害賠償金（第9号に掲げる遅延損害金を除く。）

(8) 不当利得による返還金

(9) 第3号、第4号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第4号、第5号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金

2 指定公金事務取扱者は、納税通知書、納入通知書その他の歳入の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第167条の2（第185条第4項において準用する場合を含む。）において同じ。）を含む。）に基づかなければ、歳入の収納をすることができない。第76条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項から第3項までの規定中「歳入の徴収の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第77条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条中「歳入の収納の事務の委託を受けた者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第82条第2号中「市町村民税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づく特別徴収に係る森林環境税」を加える。

第94条第1項ただし書中「及び市町村民税」を「市町村民税及び森林環境税」に改める。

第113条第1項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第118条中「第165条の8」を「第165条の7」に改める。

第138条中「政令第165条の3第1項の規定により私人に」を「法第243条の2第1項の規定により」に改める。

第139条の見出し中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項中「者は」を「指定公金事務取扱者は」に改め、同条第2項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第196条第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 森林環境税

第344条及び第347条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

第357条中「次に掲げる」を「指定公金事務取扱者に対する」に改め、同条各号を削る。別表第1及び第1の2中「女性相談援助センター」を「女性相談支援センター」に改める。別表第2第8号中「私人に対する」を「法第243条の2第1項の規定による」に改める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第82条第2号、第94条第1項及び第196条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によ

りなお従前の例により行わせることができる公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務については、この規則による改正後の北海道財務規則第43条第2項、第64条第2項、第75条から第77条まで、第113条第1項、第138条、第139条及び第357条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第52号

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道労働委員会事務局の組織に関する規則（昭和41年北海道規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項の表調査員の項の次に次のように加える。

調 整 幹	上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。
-------	-------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。